

高 介 1134 号
令和 4 年 1 月 31 日

一般社団法人 高岡医師会
会長 藤田 一 様

高岡市福祉保健部
高齢介護課長 森川 朋子

介護保険「主治医意見書」の様式変更について（周知依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、高岡市介護保険事業の運営に格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、要介護認定等に係る申請等について、国において「要介護認定等の実施について」（平成 21 年 9 月 30 日老発第 0930 第 5 号厚生労働省老健局長通知。最終改正令和 3 年 4 月 1 日。）により、主治医意見書の様式の見直しが示されました。また、見直し後の主治医意見書様式の記入方法を明確化するため、要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について（令和 3 年 8 月 16 日老老発 816 第 1 号）の見直しが行われました。

このことを踏まえ本市においても主治医意見書の様式変更を行いました。既に新様式をご活用いただいている方もおられますが、周知のため高岡市公式ホームページも更新いたしましたのでご案内申し上げます。（<https://www.city.takaoka.toyama.jp/kaigo/kenko/kaigo/ninte/shinsei/documents/syuzii-ikensyo.html>）

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知のうえ、貴会会員へのご周知方につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【添付書類】

- ・主治医意見書（令和 3 年度 改訂版）
- ・新旧対照表
- ・「要介護認定等の実施について」の一部改正について（平成 21 年 9 月 30 日老発第 0930 第 5 号厚生労働省老健局長通知。最終改正令和 3 年 4 月 1 日。）
- ・要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について（令和 3 年 8 月 16 日老老発 816 第 1 号）

【事務担当】高岡市福祉保健部

高齢介護課 認定審査係

TEL：20-1365 FAX：20-1364